

愛川町教育委員会

平成26年8月25日

愛川町教育委員会 8 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成26年8月25日（月）
午後2時00分から午後3時19分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成27年度使用教科用図書の採択について
（3）愛川町指定重要文化財の貸出及び所在変更について
日程第4 愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5 その他
（1）教育委員会の点検・評価について
（2）愛川町図書館構想づくり進捗状況について
- 4 出席委員 委員長職務代理者 井上正博
教育委員 平田明美
教育委員 榮利隆一
教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐藤隆男
参事兼教育総務課長 沼田孝作
生涯学習課長 山田正文
スポーツ・文化振興課長 小島義正
指導室指導主事 藤本謹吾

社会教育主事
教育総務課副主幹

茅 泰 幸
馬 場 貴 宏

◎開会

- （井上委員長職務代理者） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会8月定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （井上委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

7月の臨時会及び定例会分でございます。会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

特にありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○（井上委員長職務代理者） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いします。

——教育長より詳細について説明——

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

特にありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） よろしいですね。

特に質疑がありませんので、（1）教育長報告事項については、教育長報告のとおりご了承願います。

次に、（2）平成27年度使用教科用図書の採択についての説明をお願いします。

○（藤本指導室指導主事） 指導室指導主事です。

資料2をごらんください。裏表両面の印刷の1枚のものとなっております。

7月の定例教育委員会におきまして、町の小中学校が平成27年度に使用します教科用図書の採択を実施をしていただきました。実際には、採択の地区が清川村と合同のために、愛川町の採択結果を翌日に清川村のほうと突き合わせをいたしまして、結果的には採択が一致をしないものではありませんでした。したがって、7月の定例教委での採択の結果がそのまま教科用図書の使用の発行者となっております。

そこに採択理由といたしまして、まず表面ですが、小学校教科用図書につきまして、定例教育委員会で出ました意見等をもとに、事務局のほうで文章としてまとめさせていただいたものとなっております。

裏面にまいりまして、中学校の教科用図書でございますが、こちらは基本的には24年度採択のものと4年間同一の教科書ということの理由で、27年度使用のものは同一のものという採択をいただいております。

最後に、学校教育法附則第9条による小・中学校用教科用図書でございますが、7月の時点で全てのものについて採択をいただきまして、理由としましては、一人一人の教育課程、指導計画等に基づき、適切なものを選択されるような配慮をしながらということでの条件で、採択をいただいたということで文章をつけさせていただいたものとなります。

今回につきましては、結果に理由を付したものをお配りしてということになりますので、ご確認をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。

（2）平成27年度使用教科用図書の採択について、何かお聞きしたいところなどありましたらお願いします。

特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 特に質疑がありませんので、（2）平成27年度使用教科用図書の採択については、ご了承願います。

次に、（3）愛川町指定重要文化財の貸出及び所在変更についての説明をお願いします。

○（小島スポーツ・文化振興課長） それでは、資料の3でございますけれども、八菅山の経塚遺跡から出土いたしました木造合子形の念持仏を町の指定重要文化財といたしまして、現在、町の郷土資料館で保管をいたしております。

先に、資料の3枚目の写真資料を見ていただければと思います。3枚目でございますけれども、このたび県の教育委員会のほうから、神奈川県立歴史博物館を会場に開催がされます平成26年度のかながわの遺跡展という展示で、そこに展示をしたいというようなことでの申し出がございまして、ごらんの念持仏を貸し出しをするというものでございます。

向かって左側が、これがふたの部分になります。右側が身の部分ということでございます。おおむね原寸大でございます。直径6.5センチのものでございますけれども、こういったものを貸し出しをいたすということでございます。

貸し出しの期間でございますけれども、資料の1枚目をごらんいただきたいと思います。郷土資料の館外貸出承認申請書でございますけれども、この貸出期間が展示期間とその前後の準備、撤収を合わせまして、本年11月10日から来年2月10日まで貸し出しをいたしたいものでございます。つきましては、指定文化財の所在地が愛川町の郷土資料館から県立の歴史博物館に移りますことから、町の文化財保護条例に基づきまして、資料の2枚目を見ていただきたいと思いますが、愛川町の指定重要文化財所在の変更届、これを届け出するものでございます。こういったことを本日、委員さんにご報告をさせていただくものでございます。

なお、先般7月17日に開催いたしました愛川町の文化財保護委員会議におきまして、この件につきまして説明をし、ご了承をいただいております。

説明は以上です。

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。

（3）愛川町指定重要文化財の貸出及び所在変更について、何かお聞きしたいところなどありましたらお願いします。

特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 特に質疑はありませんので、（3）愛川町指定重要文化財の貸出及び所在変更については、ご了承願います。

それでは、日程第3、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第4

○（井上委員長職務代理者） 次に日程第4、議案第9号 愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第9号 愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の本格実施が予定されているところでございます。その新制度の創設に伴い、町としての条例を定めることとなっております。つきましては、別紙の内容のとおり、議会に議案として提出したいものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○（井上委員長職務代理者） 生涯学習課長。

○（山田生涯学習課長） それでは、議案第9号 愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

本条例案につきましては、6月の定例教育委員会におきましても、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関連条例のパブリックコメント手続ということで、お知らせをしたものの条例案でございまして、町議会9月定例会に提案をいたすものでございます。

初めに、本日追加資料としてお配りをさせていただきました、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関連条例の整備についてという資料をごらんいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、パブリックコメント手続実施前にお配りした資料から抜粋したものでございます。条例制定の背景ということでございますけれども、子ども・子育て関連3法が制定されたことに伴いまして、早ければ平成27年4月から質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、新しい制度の本格的な実施が予定をされております。

この制度、新しい制度ですけれども、保育園などを利用する際に必要となります保育の必要性の認定ですとか、保育施設等が給付対象施設として基準を満たしているかといったことの確認などの事務を行うために、基準を国の政省令を参考にしまして、市町村が地域の実情に応じて定めることとなっております。

2にあります、条例委任された項目ということで、本町の場合、4つの条例を制定することとなります。そして、その中の1つ、こちらには④となっておりますけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、こちらが教育委員会生涯学習課の所管するものとなります。

この条例の制定に当たりましては、国が定めました基準を踏まえることとなっておりますので、このお配りした資料の1枚目、1ページの下のほうにございますが、基準の区分といたしまして、必ず適合しなければならない基準であります従うべき基準ともう一つ、市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準、参酌すべき基準と、この2つがございまして、こちらの資料、ちょっと1枚めくっていただきますと、ページ数が20ページとなっておりますけれども、条例案の概要ということで記載がされております。条例制定に向けました町の考え方としましては、国が定めた基準に対

して町が異なる基準とすべき特段の事情あるいは地域性が認められないということから、原則としまして、国の基準を町の基準として規定をするものでございます。

なお、一部独自の基準として、暴力団排除に関する項目はつけ加えてございます。そして、右側21ページとなっておりますが、これ以降が国の基準と町の基準案を簡潔にまとめたものでございます。最初の項目、最低基準の目的から最後のページ、24ページになりますけれども、事故発生時の対応まで20項目ほどございます。いずれも町の基準案は、国の基準のとおりとしているものであります。

なお、パブリックコメント手続につきましては、7月7日から31日までの間に実施をいたしました。さきにお配りをしております議案書の3枚目がパブリックコメントの結果についてというものになっております。こちらにございますように、意見募集期間内に意見書の提出はございませんでした。これは、児童クラブに限らず、4つの条例案について意見はなかったというものであります。

それでは、議案書の2枚目の条例案をごらんいただきたいと存じます。

第1条は趣旨ということで、条例制定の趣旨を記載しております。それから、第2条第1項では、先ほども申し上げましたが、本条例により定める基準は、国が厚生労働省令に定め放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準とするとしております。

なお、この国で定める基準につきましては、こちらの議案書の4枚目以降に参考資料として添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それから、第2条の第2項では、町で愛川町暴力団排除条例を制定しておりますことから、こちらには町独自の基準としまして、放課後児童健全育成事業を行う者は、暴力団員及び暴力団経営支配法人等でないことを条件として加えております。それから、第3条が委任で、条例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

それから、最後に附則でございますが、こちらの施行時期を子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とするものであります。こちらにつきましても、国の基準と同じものとしております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

榮利委員。

○（榮利委員） 確認なんですけれども、放課後児童育成事業のほうの人員のところですね。ここでは、愛川町は35と40というふうに分かれているんですが、おおむね40名を基準というふうになっていますね。参酌事項でね。この人員については、愛川町の実情に合わせて、今後決定していいということになるんですか。

○（山田生涯学習課長） 人員につきましては、それはおおむね40名ということになっておりますが、もう一つ基準がございまして、1人当たりの設備の基準ということで、児童1人当たりおおむね1.65平米以上を確保するという規定がございまして。愛川町の今、余裕教室を使っている部分については、その面積からいって35名定員にして、専用施設のところが……

（「2カ所ありますよね」と呼ぶ者あり）

○（山田生涯学習課長） 2カ所ございまして、こちらのほうがやや広い形で、1.65平米を確保していくと40名という定員になっておりますことから、こちらの基準としては、1つの施設40名というのを一定の基準にしまして、さらに1人当たりの面積を定めておりますので、新たに事業を始める場合、狭い教室であればその定員数も少なくなるということになります。

○（榮利委員） その2つの基準があつて、今後、町としてはその基準に基づいて決めていくということでもいいんでしょうね。

○（山田生涯学習課長） はい、そのとおりです。

○（榮利委員） はい、わかりました。

○（井上委員長職務代理者） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますんですが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第9号 愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号 愛川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（井上委員長職務代理者） 次に、日程第5、その他を議題といたします。

（1）教育委員会の点検・評価についての説明をお願いします。

○（沼田参事兼教育総務課長） それでは、資料の4をごらんいただきたいと思います。

先ほど教育長の報告の中にもありましたが、8月18日に第2回愛川町教育委員会点検評価委員会を開催いたしました。この2回目につきましては、1回目の7月18日に点検評価委員に各事業の内容等について説明をいたしまして、それに対して、点検評価委員の意見を寄せていただくように依頼をいたしました。8月の中旬にその意見が出まして、それをまとめたものを8月18日開催の第2回点検評価委員会でお示ししまして、点検評価委員の意見のまとめを行っていただいたものでございます。

今後の予定についてであります。本日と9月の定例教育委員会の中で、教育委員会の考え方、今後の取り組みについてまとめていきまして、10月の定例教育委員会で結果報告の最終案の内容検討、11月に結果報告の議決をし、12月に議会へ提出をしていきたいと考えております。

本日は、8月の定例会ということで、その点検評価委員の意見を見ていただきまして、それで教育委員からこの教育委員会の考え方、それと今後の取り組みをまとめていく上で、ご意見があればいただきたいと考えております。

それでは、資料4の平成26年度点検評価といたしました25年度事業につきましては、17事業でございます。1ページをおめくりいただきたいと思います。No. H26-1をごらんください。

事業名、②小中学校国際教育推進事業ということで、主管課で事業の目的、25年度の実績、成果と課題をまとめました。それに対しまして、一番下のところ、点検評価委員会の委員の意見ということで、意見をいただいております。

なお、意見については、点検評価委員がそれぞれ方がお考えをお持ちということで、いただいた意見をそのまま載せてございますので、相反するところもありますが、そのまま今回は載せてございます。

1ページ目の点検評価委員の意見をごらんください。

意見としては、1つ目が日本語を習得せずして日本の学校になじめないし、通学する意味

も薄いので、必要な児童生徒が在籍している以上は、その必要度に応じて継続すべきであると考えます。

2つ目が外国語学習の初歩の段階から、ネイティブスピーカーの発音を耳にするのは有益なことから、今後も継続してください。

3つ目が国際教室が設置された当時と異なり、外国籍児童生徒の国別割合が多様化し、課題の一つに日本語指導者の確保が挙げられています。国際交流クラブなど民間団体に協力依頼をとり、ネットワークを広げれば、指導協力者の確保に役立つと思います。

4つ目が英語指導助手の生の英会話が児童生徒の意欲向上につながり、成果が出ているようです。指導助手の活用方法、内容、回数や人材、予算等について、学校等からの要望がかなうようさらに充実をお願いしたいものです。

5つ目がグローバル社会の中では、児童生徒にとって英語指導は必要なものと思われます。また、日本語指導に関しては、既に十分に手厚い対応を行っていると思われ、近年の外国籍児童生徒の増加及び国籍の増加傾向について、今後の対応が多様化を必要とされることについては、難しいと思われます。

6つ目が本町の特徴として、県下において外国人の就労者が多く、これに伴い外国籍の児童生徒も多いことから日本語が理解できず、文化の違いから学校生活などに支障を来している状況で、支援の充実を図る必要があります。

7つ目が東南アジア圏の児童生徒の増加に伴う指導協力者については、幅広く公募するなど日本語指導協力者の確保に努めるとともに、英語指導助手の派遣については、能力を高めるために、英語を母国語とした指導者による指導が効果的であると考えますので、積極的に活用してほしいと思います。というような意見をいただいております。

以下、シートごとに点検評価委員の意見をいただいております。これにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。今後は、教育委員会の考え方、今後の取り組みでございすが、という欄がございすが、これを教育委員会でまとめていくことになりまことから、教育委員から各事業についてご意見をいただければと考えております。

本日、先ほどお配りいたしました教育委員会の考え方、今後の取り組みについての意見ということで、用紙をご用意してございすが、欄は少ないんですが、ごく簡単に、もしご意見をいただければと思っております。ご意見につきましては、ちょっと日がないんですが、2回目というか、9月の定例会でまとめた内容を検討していただくような形になりますので、来月の9月10日までにご意見をいただければと考えております。それぞれの事業についての

方向性など、教育委員のそれぞれの事業に対する考え方をお書きいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

ご質疑、意見等ありましたらお願いいたします。

○（榮利委員） 1つよろしいですか。

No. H26-6 ですね、児童生徒教育相談事業の点検評価委員の意見の中に、適応指導教室の移動の話が出ていますよね。これは、平成25年度の対象の事業なので、点検評価委員の意見として中津へ移るという話が載っていますよね。これはどうなんですかね。

（「載せる必要がないのか」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員） あくまでも25年度対象の事業なので、この計画は、ことしの9月から移動するという話なので、どうするかね。載せたほうがいいのか、載せないほうがいいのかというのは、少し決めておいたほうがいいかなと思うんです。適応指導室に対して、25年度の教育委員会の事業評価をする場合に、この話は全然関係なくなっちゃうので、私は載せないほうがいいかなと思うんですけれどもどうですか。

○（佐藤教育次長） そうですね、おっしゃるように25年度事業の評価ですから、これは26年度の話です。

○（榮利委員） これがもう一回出てくるのは3年後になるんですよね。

○（熊坂教育長） そういうことなんですね。そうすると、3年後にはもう、動いちゃった後ですので、載って来なくなることは……

○（榮利委員） だから以前の評価の中で、抽出しにくいなという話があるので、中津のほうへ移動しますという話があって、26年度で移動しましたと。なので、それを評価というのは、今回移動していない状態の評価なのでどっちなのかなというところがね。でも結果的に移動して、よかったよという評価が出たときに、それを表に出せるのは3年後になっちゃいますよと。そこがちょっと、難しいなと思って。

来年、評価項目の中にこれだけ入れてもいいかなとは思いますが、事業の中にね。新たに、組織なり体制なり大幅に変わった場合には、きちんと次年度で評価するという項目にして、別に1項目入れてもいいような気がするけど。だから、なんだよもうとっくに移動しているんじゃないかと話が出なきゃいいけど。そこちょっと気になりますよね。

そうすると、点検評価の項目の中に、今、私が言ったように、対象年度以外で大幅に事業が変わった場合に、報告するようというふうな規則をつくらなきゃいけない。それはちょっと面倒くさいなという気がしているんですけども、どうですか。ここだけちょっと削除、当然25年度の評価の中で、教育委員さんの中で、この事業に対する評価の課題なりは出てくると思うんですけども、その中にこの適応指導室の話で移転の話が出てこなければ問題は無いと思うんですけども、点検評価委員の方の、申し訳ないですけどもこの項目を削除してもらって、そうすれば、何か問題……もうちょっと考えますか。

○（井上委員長職務代理者） 結果的には、姿勢を評価しますですよ。

○（榮利委員） うん、そうだね。

○（井上委員長職務代理者） だから結果について、移転したことを評価したということではないわけで、ここでこういう意見が出たということが大事なのかなと思うと……

○（熊坂教育長） このままで。

○（井上委員長職務代理者） でいいかなと、私はそんな気もしないではないんですね。移転したのは今年度、26年度、だけど評価する点検評価委員さんは25年度のことをやりながら、実は委員会の姿勢についても言及しているということですから、こうやって前向きのいい評価ですので、これを3年後に持っていったらというのはいらないかなという感じはしなくもないです。

これ以前というのはいつのことでしょう。以前の点検評価委員の意見にという。

○（榮利委員） 最初の年じゃないですか。

○（熊坂教育長） 最初は全部やっていますので。

○（井上委員長職務代理者） そのことですか。それ以前、そのときに出た意見に対して、教育委員会の取り組みの姿勢を評価していただいているわけなので、どうなんでしょう。

○（藤本指導室指導主事） 予算の執行等はないんですが、実際にその移転を計画して進め出したのが25年度であることは25年度なんです。つまり、年度末に近いですが、公民館からなくなっていくところがある中で、25年度末に、では26年に予定をとということで事業を進めているということになるかなと思うんですが、移転計画が進んでいるという、あくまで25年度のときにその辺始めたということであれば。

○（井上委員長職務代理者） ここの表現を移転計画が進んでいるという言い方ですから、移転計画が実現したということではないんですよ。実現したことの評価ではないと思うので、進んでいるということの評価、それ25年度中に進んでいるということで、という読み取りを

すれば、どうだろうね。ないかなというふうに思います。

- （榮利委員）　　そうですかね。
- （井上委員長職務代理者）　むしろこれを出していただいた評価委員さんにこれを下げてくださいというほうがおかしいかなとちょっと思っちゃったりしますけれども、せっかく評価していただいたので。
- （熊坂教育長）　このままでいきますか。
- （榮利委員）　　そうですね。では、このままでいきましょうよ。
- （井上委員長職務代理者）　　ちょっと文言的には大丈夫かなというふうに思いますので。
- （熊坂教育長）　　あるいは、進んでいるということが検討されているというぐらいのことに変えるかどうか。
- （井上委員長職務代理者）　　そのところはちょっと調整していただいて、お願いしたいと思います。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者）　　では、ほかに質疑ありませんので、ただいまの説明のとおり、平成25年度の事業の点検評価項目について、活動状況あるいは点検評価委員の意見を参考にさせていただきます。おのおのに意見の提出をお願いしたいと思います。

では次に、（2）愛川町図書館構想づくり進捗状況についての説明をお願いします。

- （茅社会教育主事）　生涯学習課、茅と申します。今回の図書館構想づくりのほうを担当しております。よろしく願いいたします。

ご承知のとおり、25年度、26年度の2カ年で愛川町図書館構想を策定するということで進めてきております。きょうは、お時間のほうを頂戴いたしまして、その進捗状況についてご報告をさせていただきたいと思います。

資料5になりますが、こちらの8月案をお開きいただきますと、最初のところに目次が載っております。今このような目次に従って取りまとめをしているところですが、25年度については、住民アンケート、そして関係団体ヒアリング、図書館視察を行いまして、3番にあります図書館や読書に関する住民の実態・ニーズ等について取りまとめをさせていただき、4番にあります愛川町図書館を取り巻く課題の抽出を行っております。

26年度に入りまして、5番以降のところになりますが、基本理念ですとか基本方針、図書館が目指す機能について、策定委員会を中心に検討を進めております。現在、その目指す機

能を実現させるための施設の整備ですとか、運営のあたりのところまで話し合いを持っており
ます。

きょうは、こちらの冊子を使って説明のほうをしてまいります、何分膨大な量になります。
かいつまんでの説明ということで、ご容赦いただければと思います。

まず、昨年の取り組みの住民アンケートのところからお話ししますが、ページで言います
と6ページからになります。昨年25年度、8月末に町民を対象にアンケートを実施してあり
ます。1,500票、無作為に抽出しまして、回収数417票、27.8%の回収率ということで調査を
行っております。

主なポイントのみお話しさせていただきたいと思うんですが、まず現状の愛川町図書館に
ついては、町民の利用経験のない人の割合というのが高かったという結果が出ております。
そして、その図書館に対しての満足度が6割程度ということ。不満を持っている方もいられ
るということで、その理由を聞いたところ、蔵書の少なさですとか、フロアが手狭である、
そういったものが主な理由として挙げられております。

そして、これからの図書館については、ちょっとした時間をゆったりと過ごせる、本に興
味がある人もない人も行ってみたい、そういった図書館を求めているというのがうかがえま
す。同じ時期に、小学校、中学校のほうにも協力を依頼しまして、調査のほうをさせていた
だきました。そちらの結果が19ページ以降に記載がございます。小学生につきましては、小
学4年生、中学生については2年生（1クラス）の児童生徒を抽出していただいての実施と
なっております。

そちらも主なポイントのみお話しさせていただくと、図書館の利用については、中学生よ
りも小学生が上回っている。読書の読む傾向についても、やはり小学生のほうが多いよう
な状況にあります。そして、小学生、中学生の図書館に関する満足度、こちらは9割以上の満
足という結果が出ております。なかなか小中学生においては、他市町村の図書館との比較と
いうのが難しいかと思えます。そういった中で、今の図書館に対しての評価が上がってき
ているのかなというふうに思います。

それから、これからの図書館に求めるイメージとしましては、小学生は、本に興味のある
人もない人も行ってみたい、子供から高齢者まで気軽に利用できる、そのような回答。中
生については、いろいろな本やCDの充実、ちょっとした時間をゆっくり過ごせる、こうい
った回答が多くなっています。大人も子供も共通したところでは、図書館に来てお茶を飲み
ながらくつろげるような場所が欲しい、カフェスペースという言葉で今ひとくくりにしてお

りますが、こういった場所が望まれているというような結果が出ております。こちらがアンケートの結果になります。そして、その結果をまとめた中で27ページ以降になりますが、読書ボランティアの皆さんにヒアリングを行っております。今の図書館、そして、28ページ以降はこれからの図書館ということで、ご意見をいただきました。ボランティアの視点で、さらに図書館を一番利用されている方々の思いをここでお聞かせ願ったということで、まとめたものになります。

さらに、31ページにまいりますと、これは図書館構想の策定委員会の皆さん、それから我々、事務局のほうで近隣の図書館の視察を行っております。二宮町の図書館、寒川町の図書館ですが、こちらの2つの図書館については、図書館法に基づく図書館ということで、大変参考になるものであろうということから視察を行いました。これらアンケート、ヒアリング、視察、そういったものの中から33ページ、34ページでは取り巻く課題といったものをこのように整理させていただいております。

まず、建物のスペースについては、やはり先ほども申しあげましたけれども、かなり手狭な状況であると。ゆったりとした解放感のあるスペースとはなっていない。また、バリアフリーへの対応が求められていることのほか、親子で読書を楽しめるような、そういう場所というのがもっと欲しいことを課題としてまとめました。

それから、蔵書閲覧については、蔵書数が少ない状況、その本の置かれている配置がわかりづらい、そのようなところをこちらに記載してございます。

その下の段の機能サービス面では、カフェスペースへのニーズが高いこと、開館日数や時間の拡大、スタッフの利用者対応に対する要望。それから、でき上がった後ですけれども、民間委託による図書館運営。それから、愛川町の図書館が町内に1つできたときに、これだけ広い町域ですので、ほかの半原公民館、中津公民館、そういったところとの連携といったものも必要になるであろうということ。さらに、移動図書館や学校図書館との連携を進めながら、こちらの機能面、サービス面を充実していきたいということが課題になります。

34ページにまいりますと、利用促進の部分であります。図書館の利用者が少ないということを受けまして、図書館の魅力創出を図るとともに、その魅力をPRしていくこと。滞在時間が短いという結果も出ております。もっとゆったりと過ごすための場や仕組みの提供。それから、誰もが気軽に集えるような場であること、住民の評価、先ほども申しあげましたが、なかなか厳しくなっている中で、図書館といったものをもっと魅力あるものにしていきたいというふうな、このような課題が浮き上がってまいりました。これを受けまして、今年

度、これからの図書館構想はどのような方向性に持っていけばいいだろうかということで、35ページ以降になっております。

基本理念といたしましては、そちらの絵であらわしておりますとおり、愛川町図書館は、本を情報資源にしまして、そちらを確保しながら、図書館というと読書活動が中心になるかと思うんですが、それだけではなく、生涯学習、交流、まちづくり、地域の課題解決を行えるような場所として、住民の暮らしと活動を支える、このような場所であることを目指していきたいと、これが基本理念となっております。

その理念を受けまして、36ページ以降は基本方針として、4つの方針を立てさせていただいております。

1つ目の方針としましては、生涯学習の拠点施設としての図書館ということで、こちらは丸3つで状況を表現しておりますが、住民のライフスタイル、今後大きく変わることが想定されます。そういった中で、生涯学習支援の機能充実が不可欠であるということから、そのためにも多くの住民が利用したいと感じる施設であるためには、さまざまな仕掛けが必要になってまいります。そういったところから、生涯学習の拠点施設として、住民誰もが学びの欲求を満たすことのできる図書館を目指しますといったことをその囲みの中で、触れさせていただいております。こちらが基本方針の1になります。

続いて、2つ目としましては、子供たちが集い、学び、育つ図書館。子供たちが読書の楽しさと喜びを知ることのできる環境整備といったものが求められております。幼少期から読書活動に親しむことのできる場づくりが必要となります。滞在型図書館として、小さな子供から中高生までゆっくり読むことやじっくりと調べ学習ができる、そのような図書館機能が望まれております。そして、囲みの中で挙げさせていただいていますが、たくさんの子供たちが期待に胸を膨らませ、集い、学び、育つ図書館を目指していきたい、これが2つ目になります。

3つ目では、利用者のニーズに対応し、充実したサービスが提供できる図書館。図書館の使命である情報の体系化、整理という役割は、今後さらにその重要性を増してくるものと考えられます。地域の課題解決やそのための住民の取り組みが活性化することも大いに期待されます。そのためには、司書をかなめとするレファレンス機能、情報検索機能の充実が重要になってきますということで、地域の情報ネットワーク拠点として、司書資格を有した専門職員によるサービスが行き届いた図書館を目指します。

そして、39ページ、4つ目の基本方針です。

ふるさと愛川をアピールする図書館。町の魅力づくりやその発信が重要である中、図書館を拠点にした取り組みが期待されております。郷土資料館との連携など町の魅力を来館者に感じてもらえるような工夫が必要だということ。それから、愛川町ならではの地域資料を充実させることが重要と考えます。囲みの中で、いつでもふるさと愛川にふれ、住民誰からも愛される、気軽に誰もが行きたくなる愛川町ならではの図書館を目指しますということで、大きく、このように4つの方針のほうを立てさせていただいております。

この方針に基づいて、では実際にどのような機能を目指していけばいいだろうかとということで、40ページ以降に挙げさせていただきました。

図書館の各機能としては、蔵書機能であったり閲覧機能、貸出機能、レファレンス機能、ネットワーク機能、こういったものが核となる機能であるというふうに考えております。そして、その核機能を支えるためのサービス機能としては、41ページで挙げておりますが、書斎機能であったり、子ども読書活動機能、福祉サービス、バリアフリー機能、情報発信機能、42ページのところにいきまして、情報機器の機能、ページ数が違ってございましたね、失礼しました。40ページ、41ページのところで核機能を支えるためのサービス機能が載っております。そして、(3)では、身近な図書館となるための機能といたしまして、イベント機能、交流機能、このような形で整理をさせていただきました。

それぞれの機能を、図書館の施設としてどう落とし込んだらよろしいかということで、今、策定委員会を中心にまとめる作業中ではあるんですが、横置きの大きな資料が中にとじ込んであるかと思えます。図書館の施設整備に関する検討、こういったところを今、話し合っているところでございます。コンセプトといたしましては、利用者の視点に立った館内レイアウト、スペースの確保をしていけるような、そんな図書館にしていきたいということで、策定委員からもいろいろ声が上がっておるんですが、太陽光が注いで明るく温かい館内であるとか、吸音材を導入して静寂感のある館内にしていきたい、ゆったりとした開架スペース、誰もが利用できるようなバリアフリー、ユニバーサルデザイン、町の景観に配慮したデザイン、環境への配慮、省エネルギー、そしてでき上がってからのランニングコストの削減といったことも重要な視点ではないか。

このようなコンセプトのもと、施設の構成といったものを考えてきておりまして、具体的には、その横置きの資料をめくっていただきますと、図書館コーナー一覧というのが載っているかと思うんですが、現在、こういったコーナーを新しい図書館に置けたらいいなということで、進めているところであります。現状の図書館、さらには視察に行った二宮町、寒川

町との比較をしながら、それぞれのコーナー、そしてその広さの目標といったものを今、このようにまとめているところです。このようなコーナーが整った図書館にしていきたいということで、皆様からもご意見をいただければよろしいかなというふうに思います。

図書館管理・運営に関する検討については、その施設ができ上がったところで、ではその施設を運営するために、管理していくためにどのようなソフト面のサービスが必要かといったものをまとめたものがその次の資料になります。

こういったものをもとにしまして、きょう皆様にお示したものは41ページまでのまとまったところになりますが、42ページ以降も同じような形でまとめて、最終的には今年度中に図書館構想をまとめていきたいというふうに考えております。

なお、41ページまでにつきましても、現在のところということで、まだ中身のほうの見直し作業のほうもしておりますので、このまま載るということではなく、今この段階ですということでご理解いただければというふうに思います。

具体的なスケジュールにつきましては、最後につけさせていただいた横置きのア4判ですが、図書館構想策定までのスケジュールということで、今後このようなスケジュールで行っていきまして、定例教育委員会には、12月にお示しできることを目標にして、作業のほうをしていきたいと思っております。まずは、今日はここまでのご報告ということで、ご意見がありましたらぜひ、お聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

榮利委員。

- （榮利委員） 2つほどあるんですけども、図書館構想委員会の中で、最近出てきている話で、生涯学習という話が出てきますよね。二宮なんかは生涯学習センターの中に図書館あるんですけども、図書館策定委員会としては、生涯学習の意味合いがだんだん強くなっているんですよね。町長も、議会さんの答弁なんかで生涯学習を目指した総合センターみたいな言い方をし始めているんですけども、それはどっちでいくんですかね。改めて考えると図書館だけなのか、それから複合施設的な内容になるのか、それがちょっと決まっていないというのが1つと、それから、利用者のいろんなアンケートとか全部答えとか見たんですけども、図書館のスペースとして1,280平米というのは実際に利用する人を何人に想定してその面積を出したのか、その面積の根拠がよくわからないというのが2つ目。どうですか

ね。

- （茅社会教育主事） まず、複合か単独かというところに関しては、その議論のほうはしておりません。図書館に必要な機能があったときに、その機能を満たすためにどんな部屋が必要か、コーナーが必要かというところで、我々は策定委員会の皆様と検討しているということで、今後は、建設に向けてはそういった話になっていくかと思うんですが、今の段階としては、図書館に必要な機能といったところでの検討というのが、1点目の答えになるのかなというふうに思います。

2点目については、その広さの根拠といったところで、具体的に視察に行った中で、二宮町さんの図書館がすごく我々にとっては印象的で、それがすごく参考になっています。数字をごらんいただくとおわかりのように、二宮町が持っている大人の読書スペースだったり子供のスペースだったり、大変バランスがよかったかなというような感想を持っています。ほかにも幾つか担当のほうでは行っていますし、社会教育委員も視察のほうに行っていますが、そういったものを見る中で、特に二宮と寒川は住民の規模も大きくは変わらないところでありますので、そういったものを根拠にしながら数字を出しました。

なお、その1,200という数字については、ほかにもエントランスがあったりエレベーターがあったりさまざまな付加施設と言うのでしょうか、スペースが必要になってきますので、最終的にはもっと大きなものになるかと思うんですが、必要なコーナーを整理させていただいたがその数字ということで、ご了承願えばと思います。

- （熊坂教育長） 複合施設というお話もあるんですが、この検討の最後のほうの、後ろから2枚目の紙の一番下に、その他というのが載っていたと思います。実は、今の図書館が空いてしまうということがあるわけで、あそこが中央公民館なんですね、愛川町の。ですから、建物が別にはなりますけれども、それと合わせて生涯学習施設というような捉えをしていくほうが自然なのかなという思いもあります。ですから、この委員会では、空いたスペースをどうするというのは検討の中には入っていないんですが、ここのところを将来的には詰めていかないといけないのかなと、そういうことがございます。ちょうど400ということですので、3階のスペースですね、3階の3つ抜いた会議室と特別会議室、そのくらいのスペースは十分あって、もう一つの研修室がありますね。それに近いくらいのスペースが空くということで、中央公民館ですから、当然、生涯学習の施設ですので、あそこをどう有効に使うかというのもひとつ、検討していかなくちゃいけないものだろうと考えています。一応、補足で。
- （平田委員） 私、勉強不足で恥ずかしいんですけども、図書館の立地場所は今の図書館

のあの近辺ということによろしいんですか。そこまでお聞きして……

(「まだ決まってないんじゃない」と呼ぶ者あり)

- (平田委員) それで私の勝手な考えというかあれなんですけれども、あんまりへんぴなところに建ててしまっても、これだけいろいろないい意見がいろいろまとめてくださってよくわかるんですが、余りみんなが時間をかけて行くということは、ちょっと厳しいかなと思うんですね。ですから、そういう意味でもお答えできないと思うんですけれども、それなりに、このあたりに設けていただければ、いろいろな意味で皆さんあそこに行かれるかなと思うんです。大体私たちが図書館を拝見しに行かせていただいたところって、愛川町とちょっと比べることはできない規模のところを見てきてしまったんですよ、私たち教育委員のとき。ですから、今の二宮ですか、逆に二宮は見えていないのでわからないんですけれども、寒川は行きましたっけ。
- (榮利委員) 行ったね。
- (平田委員) 見学。なんとなく……でも、ともかくすごくすばらしい建物で、愛川町がこれになるかどうかというのは、クエスチョンなんですけれども、今、本離れしちゃっているのが正直ありますよね。だからそれを取り入れるというのは本当、なかなか大変なんじゃないかなというのは、もっともっとこれから、本というものが好き嫌いはっきりして出てくる時が来ちゃうと思うので、それをとりこにさせるというのはいろんな意味で、いろんなものをここに入れながらやっていかないとなかなかできないのかな。だから、若い子の考えというんですか、若い子の考えを少し入れながらやっていくともっともっといいのか、若い子って学生さんですよ。大学生なり、そのぐらいの高校生、大学生なんかの意見もちょっと聞くというのも、一つのやり方かななんて思います。その子たちがこれから、愛川にいれば、しょって立つというか、大げさですけども、その子たちが今後ずっと行くわけですから、そんなふうに思いますけれども。
- (井上委員長職務代理者) 教育長。
- (熊坂教育長) 今のお話の中でありましたが、建設予定地でございますけれども、まだ具体的な場所が、ここに建てるというところは決まっておられません。希望といたしましては、この役場周辺に建てられたらいいなとは思っております。
- (井上委員長職務代理者) 構想委員会の中では、ではそこには触れないんです。最後のまとめも、立地に、建設場所については一切触れないでまとめようとするということですよ。たぶんできないと思うんだけど、難しいと思うんだけど。

- （山田生涯学習課長） 現時点で決まっておられませんし、やはりそれなりの施設となりますと、それなりの土地を確保、今ある土地でということにはなりませんので、新たに用地取得をしなければなりません。ですから、そのめどが立っていない段階で、そこまでうたうのは難しいというふうに判断しております。
- （井上委員長職務代理者） 場所によっては、目標1280㎡と出ていますけれども、どこにくるかですこもだいが変わってきてしまうわけですね。それも当然……
- （佐藤教育次長） そうですね。レイアウトも2階建てがいいのか、どういう建物がいいのか。
- （井上委員長職務代理者） どうぞ、榮利委員。
- （榮利委員） 読書推進計画って、去年だかおとしつুক্তたのがありますよね、子供の。あれってたしか、10年計画か何かになっちゃうと思うんですけども。
- （茅社会教育主事） 6年。
- （榮利委員） 6年ですかね。あれとは図書館構想というのはリンクしているんですか。
- （茅社会教育主事） はい。子ども読書の推進計画の中に図書館構想づくりを進めることを盛り込んでいます。その子ども読書を進めるための柱として、家庭での読み聞かせだったり学校での読み聞かせだったり、図書館での読み聞かせ、さらに読書ボランティアの支援というふうに計画の中で4本柱がありますので、必然的にリンクはしていると考えております。
- （榮利委員） あれもだけど、説明してもらったけれども、途中経過が全然ないんだけども、予定どおりいっているんですか。計画どおりというか。
- （茅社会教育主事） はい。毎年一つ一つの事業について、それぞれの事業の反省といったものを吸い上げているわけではありませんが、関係各課で進めてくださいという、そういった形でやっております。
- （榮利委員） 前にも言ったと思うんですけども、項目があって目立つ結果があって間がないという話したんですけども、全部の事業を一遍にやるわけじゃないから、ばらばらとばらけていくんですよ。それは、結果的にどう進んでいるかというのが、横に出して日程を入れないとわからないでしょうという話したんですけども、リンクしているとは余り思っていなかったもので、ちょっとお聞きしたんです。

基本方針はいいと思うんです、図書館構想の。ただ、基本方針の3番目の利用者のニーズに対応し、充実したサービスが提供できる図書館という中に、例えば中津公民館であったり半原公民館であったり、各学校の図書館であったり、図書館検索は今インターネットででき

ますので、それをどうリンクさせていくとか、そういう学校、それから公民館含めて、ニーズに応えられるようにしていくにはどうしていったらいいかなというのは、この基本構想からさらに分割させて、将来的にこういうふうにしていきたいというのがあればいいと思うんですけれども、実際、図書司書も余り頻繁には学校に行っていないみたいで、そういうところもやっぱり一気に充実できないので、それを少しずつ地固めしていくとか、そういうところもニーズに対応するということには当てはまると思うんです。半原地区とかは、ほとんど図書館を利用するときはどうやって移動していますかという、お父さん、お母さんの車だったり、そういうが多いですね。だから、立地条件は先の話として、近くにそういう、インターネットにつながっている端末があるよというふうになれば、欲しい本がすぐ、近隣の市町村でも全部リンクしているはずですから、あれは。愛川町で登録すればほかにも利用できるでしょう。だからそういうリンク機能を使って、自分の欲しい図書が取り寄せられるとか、もしくは配達まではいかないと思うけれども、そういうニーズに応えるにはどうしたらいいかということも、少し深めて考えたほうがいいかなと思うけれども。

- （茅社会教育主事） ありがとうございます。
- （井上委員長職務代理者） よろしいですか、ほかにありませんか。
- （熊坂教育長） 今、榮利委員からお話がありましたような内容、検討委員会でも話題には出ております。これの40ページの一番上のところで、ぼんやりとなんですが、ネットワークの機能というようなことで、ここのところもやはり、もうちょっと充実させていく必要はあると思いますので、その辺は念頭において、これから進めていきたいと……
- （榮利委員） 移動図書館で前ありましたよね。
- （熊坂教育長） ありました。
- （榮利委員） 半原も回ってきたような記憶があるんだな、随分前だけど。
- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） それでは、ほかに質疑がありませんので、（2）愛川町図書館構想づくり進捗状況については、ご了承願います。

本日の案件につきましては全て終了いたしました。各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いします。特にありませんか。

（「要望でもいいですか」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） どうぞ。

○（榮利委員） 今回、小学校の教科書採択をしたんですけれども、来年中学校もありますよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員） ことしすごく苦勞したのは、地区協議会の意見が出るのが遅かったということ、文科省の資料と神奈川県資料と、私は一覧にしたんですよ。それで、どんな意見が出ているかというのを出して、データの数とか全部一覧にしたんですが、最後に委員会の資料が出てきたので、点数付けをそれからやって、どういうふうにするかというを決めたんですけれども、あれがちょっとね、まとめるのに大変だったので、来年やるときは一覧に、国語だったら国語で教科書の会社がだーっと並んでいて、項目があって、出された意見が書いて、地区採択協議会の点数が入られてという、すごく選択しやすかったんです。そうして見ると、これを見てこれを見て、これを見てこれを見て、最終的にごちゃごちゃになっちゃう。教科書は何社もあるから。

○（藤本指導室指導主事） できる限り地区の協議会の検討というのが、小学校の場合ですと、なかなか時期的に成績のものとか、学校のほうの仕事で考えたときに、本当に1週間前に意見が出ないようなことになってしまった。中学校のほうは4年前を見ますと、7月の初旬とか10日前後ぐらいにその会を持ちますので、逆に、中学校の場合は先生方が夏季休入ってしまうと、部活動とかで忙しいというのもあるので……

○（榮利委員） やっぱ要件がちょっと……

○（藤本指導室指導主事） まとめ方が、時期が違いますので、データ自体が届くのはことしよりは早くはなります。ただ、その一覧にというふうになると、ちょっと検討しますが、文科や県のデータが、例えばこちらがいじれるようなものでないので、それを再度編集加工というのがかなり、考えてみると思うんですが。

○（榮利委員） PDFで張りつけるしかないでしょう。

○（藤本指導室指導主事） そうですね。結局、それを図としてとって張りつけてとなると……

○（榮利委員） PDFは切れないから。

○（藤本指導室指導主事） そのものが、しかもあれは、ちょっと加工できないようになっていたりしまして、コピーで張りつけとかがなかったりするもので、できり限り見ていきたいとは思いますが……

○（熊坂教育長） 県の資料はペーパーベースでしかこなかったっけ。データベースでは……

- （藤本指導室指導主事） データとして来るんですが、PDF化とかなので。そのまま例えばワード、エクセルでいじれるものではない、というプロテクターがかかってしまって文章自体もやろうとしても抜けては困ったりするもので。
- （榮利委員） イントラで閲覧できるんですけどもね、今、藤本さんが言われたように、PDFになっているので一切加工ができないんですよ。コピーができない。
- （藤本指導室指導主事） そうなんです。そこをだから1つの会社のを全部集めたりするのは確かに、イメージとしてはそのほうがやりやすいんですが、ちょっと難しいものがありまして……
- （井上委員長職務代理者） できる限りのということ……
- （藤本指導室指導主事） それも考えてはみますが……
- （榮利委員） 仕方ない。
- （井上委員長職務代理者） そのほかよろしいですね。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- （井上委員長職務代理者） 事務局のほうでは何かありますか。よろしいですか。
（「特にございません」と呼ぶ者あり）
- （井上委員長職務代理者） それでは、以上で8月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。
よって、8月定例会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。
次回の日程、9月22日月曜日、午後2時から201会議室で開催いたしますので、よろしく
お願いします。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年9月22日

教育委員会
委員長職務代理者

井上 正博

教育委員

平田 明美

教育委員

榮利 隆一

教 育 長

熊 坂 直美

調 整 職 員

馬 場 貴宏